

## 蜻蛉日記伝本系譜への批判

山 田 清 市

### 一

稿者が「阿波本蜻蛉日記」の出現についてささやかな報告をしたのは、昭和三十四年のことであった。(「蜻蛉日記伝本系譜本  
の形態と本文の性格  
三十四年十一月号」)その前年、佐渡島へ二度目の探書を志したおり、鵜飼五郎氏の実家の土蔵で該本を発見、東京宅へ移していただきお陰で関係者に多大の便宜が与えられてきたのである。爾来約十年、現存諸本の親本それ自体の発掘を心にかけて来たが、未だ出現の報を聞かず、よって親本の形態を最も忠実に伝えるとみなされる該本の翻刻と校注をすでに完了、更に近く影印刊行によってその全貌を伝える計画である。さて該本の形態は、上・中・下の三巻に分かれ、各巻いづれも、縦二十六・七糎、横二十糎の袋綴じで、渋紙表紙左肩上に各巻とも「蜻蛉日記」と題簽を有し、その下部分に上巻は「琴」、中巻は「詩」、下巻は「酒」とそれぞれ記している。

本文は一面、十二行に書写し、一行平均十六字詰、和歌は本文より二字下げの二行書きにしている。

上巻は初め遊紙一枚おいて二枚目裏より書き始め、墨付本文六十五枚、本文一枚目右下に「阿波国文庫」「不忍文

庫」の朱印、六十六枚目表にも

かけろふのにきの

一のまきとそ

なにことも本二

阿波国文庫

と記し、更に奥に遊紙一枚がついている。

中・下巻はいずれも同じく最初に遊紙一枚おいて二枚目表より本文を書写し、墨付本文一枚目右下に上巻と同じく、阿波国文庫、不忍文庫の朱印、本文末尾にも又、阿波国文庫の朱印をそれぞれ有している。字詰、行数等も、大體において上巻に同じで、墨付本文、中巻八十八枚、下巻八十五枚を算し、更に奥に遊紙をそれぞれ一枚ずつ、つけている。但し下巻は七十七枚まで本文、以下八枚は家集を記載し末尾に

伝大納言道綱 大入道殿二男

左馬助廿 左衛門佐 左少将

歴

右中将三位

参議卅七

中納言卅二

右大将

大納言五十三 春宮傳

寛仁四年十月十六日薨 六十六 天歴九年乙卯

誕生

と記す。

書写年代は、紙質、墨色、その他より推して元禄期前後のものと同定される。本文行間に墨、及び朱でもって、本文補記やミセケチがあり、本文上部の空間にも時として勘注の記載をみるところもある。

さて、この阿波本蜻蛉日記が現存蜻蛉日記写本群中に、いかなる位置を与えられるかについては、その後、上村悦子氏や柿本奨氏等により、現存古本系中、最も多数を占める、松平文庫本、上野図書館本、無窮会本、彰考館本、大東急本等の所謂B系諸本の最上位に置かれることが認められるに至ったのである。

さて上村氏が命名されたA系唯一の宮内庁本と比較しながら阿波本の考察を進めてみよう。宮内庁本の優位性を示す最も大きな条件として既に木村正中氏が指摘された宮内庁本における写字の記載を見ない本文空白箇所について（（國語と国文学昭和三十四年三月号））、以下対照してみることにする。

以下の本文は阿波文庫本のそれであり、空白部分は△で示し本文上段の数字は本文の所在箇所を示すため、便宜上、古典文学大系本により、上段はその頁数、下段はその行数を示す。本文をミセケチにせずに併記されている本文はその部分に傍線を引き右側にそれを示し、又補入の形で小さく傍記されているものは（ ）印でこれを示した。なお、宮内庁本には空白箇所、阿波本にはそこに本文の存在するものは△▽内に示した。

(a)	
138	
5	
わがとしの	ほんの二 <small>（まじ）</small> かく△▽

「まゝ」が補入の形で小さく傍記され、「の」の下に点をうち、その間に入るべき意を表わすが、「まゝ」は墨色等より推して、後の補記とみなされるものである。「かく」の下は宮内庁本と同じく空白である。

(b)	158	6	<p>るはかうてはへりぬへかりけりとのみきこえたるハ</p> <p>御かへり</p> <p>かすしらすおもふ心にくらふれはとをりさぬるものとやは見る</p> <p>とあれはハ</p> <p>御かへり</p>
-----	-----	---	---

右において「きこえたる」の下は宮内庁本同様空白、「あれは」の下も一字分空白になっていることもこれ又、同様である。「きこえたる」の次の「御かへり」がミセケチになっているが、そのミセケチ符号は墨色がはっきり異り、明らかに後の所為とみなされる。

(c)	297	4	<p>二月廿日のほとにゆめみるやう</p> <p>本字なるへし</p> <p>二</p>
-----	-----	---	--

空白を置くことは同様であるが、ミセケチ符号を「平」字に記し、「本字なるべし」と傍記している。ミセケチ符号と傍記は墨色を異にし、後の所為とみなされる。「平」字の形は宮内庁本は「平」としか読めない字形であるが、阿波本は「本」に近い形を持ち、原形に近い状態が伺われる。その他の箇所では

(d)	174	4	<p>しりゑのかたのかきりこゝにあつまりてなハ</p> <p>二</p> <p>すひ</p>
-----	-----	---	--

(e)	189	12	<p>よるあめのふりけるハ</p> <p>しきにて</p>
-----	-----	----	-------------------------------

宮内庁本は右本文中、△ √印で示した箇所が空白になっており、この事実が該本をして他本より親本に近い形態を有することの有力な証左とされたのである。阿波本は右箇所で(h)と(i)を除く他の箇所は、いずれもそれに該当する

(l)	(k)	(j)	(i)	(h)	(g)	(f)
335	251	243	209	206	191	190
14	1	14	2	10	12	12
とこなつものときき名△ <sup>(を)</sup> √やのこさゝらまし	さなからあけられて廿八日に√なりになり	ところかへたる△か√ひなく	いにしへをおもへは我△た√めにしも	二日のよさりかた△ <sup>(を)</sup> √はかにみえたり	せきの△山 <sup>み</sup> √ちあはれ△と覚えて	ふしてきけは△ <sup>(を)</sup> √くるすそおもはへて <sup>二</sup>

部分に空白・乃至は宮内庁本にない本文を有しているのである。

とりわけ、その部分に当る(g)の「山」と(i)の「た」は墨色を異にし、その字形上に、後の補入を伺わせるのであるから除外されるとするも(j)の「か」と(k)の「日に」の部分は、同一墨色、同一筆跡で、それ〴〵本文を記載するのである。古本系親本の出現をみない現在、それが、阿波本における後の補入であるのか、宮内庁本における判読しにくいために意識的な空白をのこした為の結果であるのかについては慎重を期さねばならないが、阿波本の補入と仮定するにしても、補入部分の空白をそこに本来有していたことは動かないわけである。

よって以上の空白部分に該当しないのは、前記の(h)と(l)のみとなるが、(l)部分は半字分程の空白を宮内庁本のみが有するので、この箇所は一字分の完全な空白部分とみなされなくなるわけであり、残るのは(h)の部分だけである。この(h)部分に空白を存するのは宮内庁本のみであるが、これによってこの箇所が親本の原形を存するとすることは以下の事例よりみて断定できがたいのである。

すなわち、空白箇所が必ずしも宮内庁本の純度を示すものとは限らないことは次の諸例によって明らかとなるからである。

204	
16	
わかきおのこともうへ	√ほそやかにて(宮内庁本)

右のごとく宮内庁本は「う」の下、一字分、空白をのこすが、阿波本を始めとするB系諸本は全部うへ√が「こゑ」と記され、C系の吉田本も「うへ」と記するのである。且又、

210

11

よにもいひきはく心へ　　▽なざになりけり

の「心」の下が一字分空白を宮内庁本は持つが、阿波本をはじめとするB系諸本全部とC系の吉田本も「月」の字を有するのであって、親本の「心月なざ」という表記に不審を抱いて、「月」を空白のままに存した態度が伺われるのである。即ち意識的な所作による空白部分の存在が知られるのであって、したがって前記の(h)部分も同様の疑いを持たせることは、阿波本に限らず、B系諸本の全部とC系の吉田本も又、空白をおかないことによつて、その共通親本にはむしろ空白部分を持たず、本文誤脱のままの表記形態が伺われるのである。

書写上における本文脱落は宮内庁本にもしばしばみられるところであつて、就中五箇所にあたる大きな本文脱落は惜しまれる点であるが小部分でも百七十箇所以上にわたる誤写例を有していることが検出されており、その形態は決して原初のままでないことが看取され、よつて空白部分に関しては宮内庁本の純度を示すという箇所は、そのまま、阿波本にも適用されるものであることを証し得るのである。

## 三

ところで前述のごとく、宮内庁本に存在する誤脱部分の中、最も大きな箇所は左の本文の欠脱である。

198

7

いかゞしたがはむずるといひたれば

329	303	262	261
2	2	7	12
ぬれぎぬにあまの羽衣むすびけりかつはもしほひのひをしけたねば みちのくにゝをかしかりけるところくゝをゑにかきてもてのぼりてみせ給ければ	たりすけたいめしてはやくとてえむ	さい將なくなりてまたぶくのうちに	心のうちにおもふかくはあれど

右は全然脱落を示す部分で、この本文を宮内庁本は他の本によって補わねばならないのであるが、阿波本においては全部完全に存在するのである。この点に關しては阿波本の優位性を認めないわけにはいかないのであり、阿波本においては右のような箇所にも及ぶような欠脱部分は存在しないのである。このことは、又阿波本が宮内庁本より出ずるものでないことを明白に物語るとともに、共通親本における右本文の実在と、それを完全に保有する阿波本が以下に述べる本文純度の高さに裏うちされて、それ自体、他本本文による大きな補足を一箇所も必要としないという資格を担うものであることを知らされるのである。

阿波本の本文形態が純度の高いものであることを伺わせる点として注意される一つは、親本に存在したと思われる傍注の問題である。

すなわち本文の判読に困しむ字形や、本文の誤脱と考えられる箇所に傍らに傍記された「本」「本のまゝ」という

264	263	250	247	219	207	204	192	186
15	16	12	1	1	15	11	6	6
たれ斗 <sup>本</sup> もおほつかなく	せうとも <sup>本</sup> 京に	石山の <sup>本</sup> 仏心を	よつこ <sup>本</sup> かりて 二二二二	さむしろ <sup>本</sup> したまつ	行かうに心して <sup>本</sup>	めなれにたらん可 <sup>本</sup>	こきゆきちかふ <sup>本</sup>	されかくらまこりに <sup>本</sup> 八本よなき
323	316	311	307	306	295	282	280	275
8	2	13	3	9	9	4	8	11
くろぎ人をしこりて <sup>本</sup>	みれはわ <sup>本</sup> 瀬やると	きこえさせすと <sup>本</sup> り申させ	つれうな <sup>本</sup> ふいへは 二二二二	ものからせつるは <sup>本</sup>	二 <sup>本</sup> 風をのたまふるか 本まる	てうしてしくま <sup>本</sup> とろ	一 <sup>本</sup> よき <sup>本</sup> き	二 <sup>本</sup> せてふに <sup>本</sup> てもしたり 本おき(の)

傍注が、本文行間に数多く存在するのであるが、宮内庁本に存在するのは阿波本には全部存在し、逆に阿波本に存在するもので、宮内庁本に記載をみないのは左のごとく存在するという事実である。

270	267	265
1	14	11
ようか本 二二つもさて	ありかたには 本 き	京にいたし 本 二
329	327	327
13	10	4
たれも本 ころに	きくなる 本 二二二二 に手に	はたらゆき 本

以上の二十四箇所は阿波本にのみ存在する箇所、主として本文の特異な字形や文の前後から意味の通じにくいと思われるものには付せられているものが多いが、しかし字形や意味とも判然としている箇所にも存在するので、必ずしも該本の筆者の所為と考えられないことはB系諸本にも282285の二箇所を除きこれを記載する点から明白である。とするならば、それらはB系の親本にすでに存在したとみなさなければならぬ。B系の親本は、上村氏も考えておられるごとく当然、現在古本系の親本を直接見て書写している筈であり、宮内庁本も又、その立場において書写されたとみなされておられるのであるが、同一の親本を書写する両者が判読に苦しむ場合、その字形をそのままに写して「本」と傍注したとするなら、それはそのまま、それを記さない立場より厳密な書写態度を裏書きするものである。しかし単に右のような立場のみで筆者自身の傍注が施されたものでないことは、右箇所以外にも数多く存在する。「本」の傍注が系統を異にする宮内庁本、阿波本の両者に一致して多く記載されている点より推して、両者の系統の親本自体に既に傍注が数多く記されていたことは疑う余地のないところである。しかして上村氏は右の二十四箇所について傍注を記さない宮内庁本が原形に近いことを推論されておられるが、例えば前表の(2808)の箇所について上村氏は

「一よきゞき」(宮内庁本)は阿波国本ではやゝ曖昧で「一よきゞ」となっている。一とよが一字のような感じがするので傍注「本」を施したのであろう、阿波国本の親本Bの字は不明であるが、A本の方は正しく「一よ」と書かれていたので勿論、「本」の傍記はなかったに相違ない。松平本は「へよ」となっている。彰考館本では「へ」となっており上野本では正しく「一」となっているが、親本に傍注「本」があったので附したのであろう。いずれにせよ阿波国本は曖昧な字を書いているので傍記「本」のあるのは当然で、正字を書いている宮内庁本に傍記「本」の書かれていないのも当然で決して誤脱ではない。(靖蛉日記校本書  
入諸本の研究)

とされるのである。右の御説をそのまま認めるとすると、「一」と正しく記しながら「本」と傍注するのは、上野本のほかに大東急本も該当するので、右二本の親本にそれらが記載されていたと認めなければならない。右二本は阿波本と同じB系に属するのであって、すなわち、右二本が正しく記すものに傍注「本」を持つことは、B系の親本にそれが存在したことを伺わせるに足るものである。とするとB系親本より直接出るとみなされる阿波本注記も、阿波本筆者の所為ではなく、その親本にもとづく記載とみなされることにおいて、右B系三本の注記は矛盾なく説明されるであろう。よってB系の親本も宮内庁本と同じく正字を記し、更に両者の親本に注記が存在したのためにB系親本にそれが記載され、宮内庁本は誤脱したと考える方が蓋然性が高いと言えるであろう。決して宮内庁本にないのが当然でもなく、上位にあるものでもないことになるのである。だからといって前記二十四箇所の傍注が、すべて古本系親本に存在したとも言えないであろう。宮内庁本の本文脱落百數十箇所の書写事例より推しても、傍注脱落位は当然あり得ることであり、存在しない宮内庁本の方が優位する原形とは決して言えないことが証されるのである。

傍注に関して阿波本には更に特殊な記載をみるところであって、その事例を示せば

203	145	112
9	15	14
さく <small>△このほと心せず本一木</small> くなたに	雲林 <small>△ウツリン</small> のんに	かへし <small>△リコト</small>
299	295	269
7	10	15
いひはべる人の <small>△十</small>	かしらついで <small>△ほん</small>	天はれたり <small>△ソラ</small>

これらは宮内庁本にも記載され、両者の一致を見るところであつて、既にその共通親本に記載されていたことを伺わせるに足るのであり、且又、特殊な書体についても、両者がいかに親本の形態に忠実であつたかを伺わせる事例は

202	181	145
2	4	15
仏け <small>(仮)</small> け	秋の <small>(採)</small> の	雲林 <small>(畫)</small> 梳
334	273	260
4	15	3
千部 <small>(千)</small> 了	冷泉院 <small>(冷泉院)</small>	世中 <small>(世)</small> 仲

としようような点についても両者が完全なる一致を示している事實は、それらを証するに足るものであろう。即ち宮内庁本の純度を示す特質はそのまま、阿波本にも適合し、且又、宮内庁本の本文及び注記の欠脱も、阿波本はこれを保有するのであつて、その脱落を補う面からも阿波本の存在は欠くことの出来ぬ地位を担うのである。

#### 四

しかして阿波本の特質として特筆すべきは現存蜻蛉日記諸本の親本の形態を阿波本は忠実に伝えているとみなされる点である。すなわち、古本系親本の形態を規定できるという大きな可能性をそこに持つことである。

その根拠は以下の事由によるからである。すなわち、阿波本は最大瑕疵箇所として二重に書写した部分を一枚多く綴じこんだ箇所が一箇所だけ存在するが、実にその部分によって、以上の想定を可能ならしめたのである。それはその上巻において、墨付本文六十三枚目の両面にわたって、その前の六十二枚表第一行第一字より始まる部分の本文

(168 2) 「……たくとかくするほどに人ごゑおほ」より

(168 15) 「……いたじきにひきかけてたてたり」まで

六十二枚目裏の最後に終る部分までの本文をちょうど一枚両面にわたって、同じように書写した墨付本文を一枚多くつけているのである。

今、その両者を比較するに、特に前半の一面は一見して各表面はその字詰、行数、書体等、全く一致に等しい形を示し、透写しを思わせる程である。しかし仔細に検すれば一行目の「人ごゑおほく」の「お」、五行目の「なるへし」の「る」、七行目の「たまさかに」の「に」、八行目の「よるひる」の「る」、十二行目の「かきすへて」の「か」の五字が両者書体を異にしているだけで、その他は全く等しいのである。まさに臨模に近いものさへ感じさせるのである。

しかし両者の後半、すなわち裏面にあたる部分は右のような相似を有さず、増補部分の方が字体もやや粗雑で、字

詰も同一でなく、その行数においても、全巻での箇所も一面十二行書写の形態を有するにかかわらず、この面のみ、特に十一行に書写しており、全く親本を無視した書写を伺わせるのである。すなわち、何かの事情で不注意に書写してしまい、最後の「かけてたてたり」の本文も見ることが最後の行におさまらずに、はみ出た形になってしまった点から、筆を改めて書き直したのが、正しい形態を持つ六十二枚目の本文であったと推測されるのである。かくて書き改めるに際し、不揃いの裏面のみ破棄するわけにいかず、その表面から書き直したのであったが、後に書き改めたものが増補部分より前に位置するのは、最初の書写段階でそれが本の形態を持つものでなく、一枚ごとの紙に書写していたためと考えられ、最後に綴じ合わせた際、うっかり破棄すべき増補部分を重ね綴じたために生じた結果であろうことが推測されるのである。阿波本蜻蛉日記は、その綴じ方において、極めて簡単な仮綴じになっており、右の推定を伺わせるに足るであろう。よって右のごとき事情が真相に近いとするならば、この部分は書写上の誤写や衍文という性質のものでなく、錯簡の一種となるであろう。

とまれこの部分を有することにおいて、見てきたごとく、その注記や特殊な文字の書体に至るまで厳密な書写態度が伺われる時、この重複部分の存在は、特にその前半本文の近似は、阿波本がその親本の字詰、行数、書体、注記に至るまで極めて忠実に書写したものであることを伺わせずにおかなくなるものである。すなわち、阿波本の形態はB系親本より直接出ていると考えられる点においてその臨模を伺わせる書写態度から、そのままその親本の形態につながるものとみなされてくるのである。

とするならば、すくなくとも現在の古本系蜻蛉日記の諸本中、最多数を占めるB系の親本は、阿波本の形態が示すごとく、三巻本で一面十二行、一行平均十六字詰、和歌二字下げの二行書きで、その他の面でも阿波本の形態で詳記

したごときものに近かったと推定される。そして、それは単にB系親本のみの問題でなく、現存古本系の親本それ自体の形態を伝えていると私はみなしたのである。（前記國語と  
国文学抄稿）

何故ならば、右の説の発表以後、柿本氏や上村氏も指摘されたごとく、A系の宮内庁本の大きな脱落本文箇所四箇所において、その中二箇所は十六字、他は十五字と十四字という脱落が一行分の字数をそっくり目移りによって書落したことを伺わせる上において、その親本の一行分の字詰が想見され、それはそのまま、阿波本の形態に適合するのである。

思うに一行分の字詰すらも注意して書写する態度から、一面行数を無視する態度は考えにくいところであろう。すなわち、阿波本の形態はB系親本のみならず、古本系全体の親本の形態を伺わせるに足るのである。

右の点においては宮内庁本は全く親本に遠く、行数、字詰等を無視したことが伺われるのである。一行平均二十数字の十三行書きを示すのみならず、和歌すらも一行書きにしているのである。宮内庁本の親本が和歌二行書をしていた点については、既に柿本氏が、

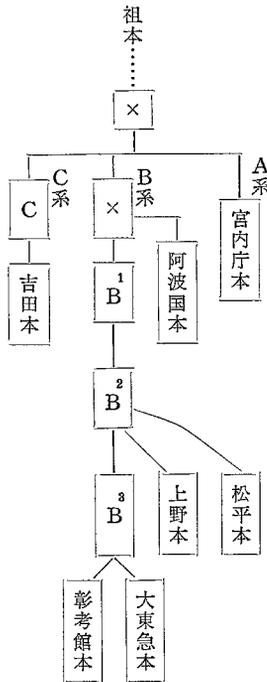
(333 6) かへし ほちぬ

たちばなのなりものならぬみをしればしづえならではとはぬとぞさく

をあげられて、傍注「ほちぬ」の位置と和歌との関係から、宮内庁本の親本が和歌を二行書きにしていたことを考証しておられる通りである。（轉給日記本文篇  
八古典文庫刊）

以上の事例から書写形態において宮内庁本は親本の形態からほど遠く、阿波本が親本の形態を最も正統にひきついでいることを認めざるを得ないのである。

ところで上村氏は宮内庁本が古本系親本より直接出るものとみなされて(A)系とされ阿波本、上野本、松平本、無窮会本、大東急本、萩野本、見林本、教育大本、京大本等をB系に、更に吉田本、山脇本、第三類本をC系に分類された。即ち関係部分だけを上村氏の図示されたところにより示せば



となるのである。だが宮内庁本は果して、氏のいわれるごとく、古本系 × より直接出るものであろうか。その奥書において、他の作品の古写本にみるごとき、いかなるものを底本として、いつ、誰が記したとするような記載は一切持たないことにおいて、その点からの証左を求めることはできない。とすればその本文内容よりはかるほかないわけであるがこうした場合には(A)を親本とすれば(A)↓(B)↓(C)の関係において、(B)は(A)を忠実に写し、(C)も又(B)を一字違わずの態度を持って写した場合、そこに伝写の事情を語る何等の奥書も持たぬ時、(C)が(A)より直接出たとみなす危険

は古写本に数多いところであって、伊勢物語の場合でも伝定家筆天福本(学習院大圖書館蔵)より直接出た「幸隆筆本伊勢物語」(お茶本圖書館蔵)はその字詰、行数、注記、勘物に至るまで全く等しく、全体で六十九段の本文「いふかしけれと」の「と」一字を「は」に誤る以外は全く同一である。巻末奥書に

右一冊者西三条道遙院以御自筆令書写了

干時文祿二季三月十七日 幸隆(花押)

を持たなければ、そうした事情を見究め得ないのである。

ところでそうした点を考慮にいれぬとしても、宮内庁本が × 本より直接出たとした場合ここに以下の事由によって大きな矛盾に当面するのである。すなわち、前記の表示のごとく × 本よりABCの三系統が派生したと考えられるにかかわらずB系統には正しく記されているものが、AC系統には共通して誤っている点が多く存在するという事である。就中その箇所でも大きな部分は、左の衍文が、B系にはなく、AC系統に存在するのである。

(2328) 御はしかきはいかなることにかありけん御はしかきはいかなることにかありけん  
右は明らかにAC系の重複衍文である。ところがB系の阿波本では

きてなにかありけむ御はしかきはいかなることにかありけんと思ふ給へいてむに……

と正しく記されているのである。この箇所は上村氏も推定されたごとく、阿波本の字詰によれば兩行の「ことにかありけむ」がほぼならば位置にきているところから、目移りによってAC系が共通の誤写を犯してしまったことが容易に推察されるところである。B系阿波本がそれに気づいたとしても以上見てきた阿波本の書写態度より推しても且又他の箇所での衍文もそのまま記している点からも、除去したものとは考えられない。とするとAC系両者の誤りとみ

なされるのであるが、その誤りをこの限りでは偶然の一致とみなすことも可能であろう。

だがしかし、それが単なる偶然の一致によるものでないことは、以下の事例によって歴然となるのである。紙面の都合により今、阿波本本文の上巻だけについて示すことにするが、阿波本をもって頂点とするB系諸本たる、上野本、松平本、大東急本、彰考館本、無窮会本等の上位本が期せずして一致した正字を有しながら、宮内庁本と吉田本が、その箇所之又一致して誤写を記載する箇所を摘出すれば、次のごとき箇所が指摘できるのである。

	墨付 行数		本文 行数	
	83	6	41	11
71	4	41	4	
44	2	41	4	
41		34	4	
ひとりはよに	ひとりはよに	ひとりはよに <sup>x</sup>		
ひさにふし給へりし人	ひさこふし給へりし人 <sup>x</sup>	ひさこふし給へりし人		
くまつらちくるほと	くまつらちくるほと <sup>x</sup>	くまつらちくるほと		
むねうちぎはきて	むねうちぎりきて <sup>x</sup>	むねうちぎりきて		
わかき御そらに	わかきつそらに <sup>x</sup>	わかきつそらに		
まいりこまほしけれと	まいりうまほしけれと <sup>x</sup>	まいりうまほしけれと		
B系諸本(本文……阿波本)	宮内庁本・吉田本			

右は上巻のみであって、中・下巻を抽出すれば更に倍以上になってくるのであり、右の事例のみをもってしても、B系諸本には正しい本文が宮内庁本と吉田本の二本のみは共通してその誤写箇所**に強力な一致を示すのである。**このことは一体何を物語るものであろうか。

すなわちそのことは、宮内庁本と吉田本の共通親本の誤写より出ていることを示すことにはかならないのである。右表のB系本文が正しいことは、前後の文より推しても疑いなく、蜻蛉日記の本文整理に多くの業績をのこされた柿本氏も右表の箇所は宮内庁本本文を全部B系本文の通りに整理しておられるのである。(蜻蛉日記 全注釈)

さて、吉田本が宮内庁本より直接出ているものでないことは、上村氏も詳細に考証されているところであって(蜻蛉日記の本の研究)、両者が、その親本系統の伝写系路を別々にしながら、右のごとき強固な誤写箇所の一致を示すことは、とりもなおさず、両者がその伝流親本の誤写箇所をそのまま、ひきついでいることを物語ることにほかならないのである。

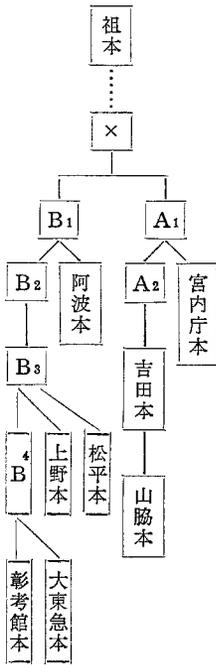
122	101	100	99
6	9	11	4
おはしましつきて	女御殿御かたに	きこえこちける	としそこえにける
おはしまえつきて <sup>x</sup>	女御殿つかたに <sup>x</sup>	きこえうちける <sup>x</sup>	としそこえにけり <sup>x</sup>

しかして、宮内庁本が現在の古本系の親本より直接出ているものであれば、又その親本を等しくするB系も右の誤写箇所をそのままひきつぐはずである。すなわち前記の事例に見るごとくB系が正しい本文を示すはずがないのである。

かくて以上の事実を矛盾なく説明するとすれば、宮内庁本は古本系親本より直接出るものでなく、前記の誤写箇所を保有するところのA<sub>1</sub>ともいうべきものより出たのであり、吉田本も又そのA<sub>1</sub>を写した別のA<sub>2</sub>より出たと考えられることによって説明がつくのである。そこに宮内庁本と吉田本の相違がA<sub>2</sub>の存在にあずかることが多いことが考えられてくるわけである。

宮内庁本と吉田本の両者が書写形態においても十三行書を示す点や、その仮名遣いにおいても、B系が定家仮名遣いを示すのに反して、宮内庁本と吉田本とが大体において歴史的仮名遣いに一致を示していること等は、以上の想定を更に裏づける一助となるであろう。

かくて伝本系統は吉田本のC系統が、A系統に統合されるのであり、したがって蜻蛉日記古本系はAB二系統となるのである。今、古本系親本を×としてこれを図示すれば



のごとくになると考えられるのである。よって前記の仮名遣いの点などにおいても、古本系親本の  $\times$  が本来定家仮名遣いであったのか、歴史的仮名遣いであったかは現在の資料では決めがたいことであり、更には宮内庁本と吉田本との一致をもってB系本文の正否を計算することもできないところとなるのである。A B両系親本の  $A_1$   $B_1$  のいずれが正しく  $\times$  本本文をひきついでいるかは断定の限りでなくなるからである。

ともあれ、宮内庁本は脱字の配置数より推してもその行数、字詰等、親本の形態にほど遠く、且又、親本そのものより直接でたものでないことが伺われるに至ったわけである。更に上村氏が諸本の本文比較よりあげられた結果によれば、

脱文の比較		上村氏前掲書(二〇四一頁)
宮内庁本		阿波国文庫本
上巻 なし		上巻 四字(三四頁)
中巻 十六字(二二八頁)		中巻 なし
下巻 十六字(二二六頁) 十六字(二二七頁)		下巻 なし
家集 七〇字(三三七頁) 家集は除く		
合計 四ヶ所 六四字		合計一ヶ所 四字

とみるごとく、脱文においてははるかに阿波本は宮内庁本をひきはなしている。しかも上村氏が阿波本の脱字四字とされるのは墨付本文五十枚目の歌

あまのかは七日をちきる心あらは

ほしあひはかりのかけを見よとや

の「七日を」の部分をさし、この部分は同筆で正しく補入されているのであって、上村氏が校合編で見落とされた誤りをそのまま、気づかずに数字にあらわされた結果であって当然訂正されるべきであり、したがって宮内庁本が家集部分を含めると、百三十四字分の脱文を有するに反し、阿波本は0というまことに他本に冠絶する純度を保有することを知り得るのである。次に衍文の比較であるが、やはり同様に上村氏の調査結果によれば

衍文の比較	
宮内庁本	阿波国文庫本
上巻 なし	上巻 五字(一七頁) 二九六字及び歌二首(八三頁)
中巻 一字(九一頁) 四字(九五頁)	中巻 四字(九五頁) 四字(一九三頁)
下巻 四字(二五〇頁)	下巻 五字(二三一頁) 四字(二五〇頁)
合計 五ヶ所 四二字	合計 六ヶ所 三一八字及び歌二首

右のごとき結果が示されているが、この中、阿波本の上巻一七枚目の五字、下巻二二一枚目の五字の二箇所はB系と全く異なるはずの吉田本にも存在するので、むしろ親本にはあったとみなさるべく、宮内庁本の方が省略したものと考えられるのである。下巻特に二二三一枚目の方は宮内庁本は空白を示すので、宮内庁本の脱字に由来する性格のものであるろう。よって右表の比較においても中巻は阿波本の方がまさり、下巻は両者同一となり、上巻は宮内庁本がまさ

ることになる。だがその阿波本の上巻部分も既述のごとく墨付六十三枚目に見る一枚分の完全な重複箇所、実にこの箇所を持つことによってB系親本の形態や、ひいては古本系親本の形態を阿波本がいかに忠実に伝えているかを伺わせる貴重な箇所と結果的にはなっているものであり、破棄するはずの一枚分を余分に綴じあわせた誤りをもたらした性質のものであり、その瑕疵がかえって文献的にはその親本の形態の規定に貴重な価値を担う部分になっているのである。

かくて阿波本は今日のところ、もっとも親本の形態に近いものを保有し、脱文においては他本に冠絶する位置が与えられるのであり、衍文においてもその箇所の点では又一番少くなるのであって、よって蜻蛉日記の本文研究に宮内庁本にもまさる貴重な位置が与えられねばならないであろう。

筆者は本学教授・国文学